

東近江市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市建築審査会条例の一部を改正する条例

東近江市建築審査会条例（平成 17 年東近江市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱又は任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。